

はじめに

1. 短答横断講義は条文全体を俯瞰的に捉える講義です

短答式試験の突破には、合格基準点以上の得点が必要です。合格基準点は、具体的には、40点（60点満点）を想定すべきでしょう。近年の短答式試験の合格基準点は、40点未満で推移しています。さらに平成25年度の短答式試験では、合格基準について「満点に対して65%の得点を基準」（特許庁ホームページより）とされました。これは、短答式試験の合格基準点が最低でも39点になったと読むべきでしょう（ちなみに、平成25年度短答式試験の合格基準点は39点でした。）。このように短答式試験では、満点に対して約65%以上の得点をとる勉強が要求されます。

短答式試験では、ほぼすべての分野が万遍なく出題されます。このような試験で40点以上（約65%以上）の得点を獲得するには、どの分野が出題されてもそれに対応できるようにする必要があります。言い換えると、全く勉強していない分野を作るとはほぼ許されないということです。その一方で、短答式試験の各分野で問われる知識はほぼ基本的な事項です。以上をまとめますと、短答式試験は、“広く、浅く”知識を問う試験といつてよいでしょう。

『短答横断講義』は、条文全体を俯瞰的に捉える講義です。条文を俯瞰的に捉えることで、“広く、浅く”知識を問う短答式試験の性質に対応することになります。短答横断講義では、講義名のとおり、短答式試験で出題される各分野を“横断”的に学習することになります。“横断”とは、主に四法（特許法、実用新案法、意匠法及び商標法）で共通した制度及び規定を関連付けることを指します。四法には、類似している箇所又は共通している箇所が多々あります。このような箇所については、バラバラにして縦割りのように学習するよりも、“横断”的に一括で学習した方が効率的です。さらに四法を“横断”的に学習することで四法間での共通項を見出すこともできます。このような共通項を見出す作業には、効率的な学習が可能になるという利点だけでなく、知識を頭の中で整理することができるという利点も存在します。さらに四法を“横断”的に学習することで、一見共通しているようで実は微妙に異なっている規定を効率的に見出すことができます。このような“横断”的な学習を、短答横断講義では、各分野で行います。これにより、“広く、浅く”知識を問う短答式試験に対応できる力を養うことになります。

2. 短答の問題で“悩める”程度の力があれば短答横断講義の意味があります

『短答横断講義』の受講に必要な力は、短答式試験の各問題で正解を選ぶのに“悩める”程度のものであれば十分です。各問題に正答できるほどの力は、現時点では要求されません。短答横断講義の受講には、各問題で「正解の枝を2つにまでは絞られるが、最後の1つに絞ることができない」程度の力があれば十分です。より具体的には、TACの「基本講義」を既に受講されている方でしたら、問題はありません。

『短答横断講義』では、各分野を“横断”的に学習します。“横断”対象となる各分野に関する基本的知識は、大雑把でも問題ないので、既に押さえている状態であることが望ましいところです。このような基本的知識が既に押さえられている状態であれば、“横断”的な学習がより効果的に機能します。そのような基本的知識の有無のメルクマールとして、上述の“悩める”か否かという基準を用いるとよいと思います。短答式試験の各問題で正解を選ぶのに“悩める”ということは、基本的知識は備わっているといえます。

3. 短答横断テキストを用いる際は「無用の用」を意識するとよいです

『短答横断講義』では、短答横断テキストを用います。短答横断テキストには、多くの表及び図面が掲載されています。これらの表及び図面は、「暗記型」、「理解型」及び「辞書型」の3つのタイプに分類されています。この分類は、各節の冒頭の「表のタイプ」に記載されています。「暗記型」は、表等の記述を暗記することが目標になっているものを指します。「理解型」は、表等の記述を理解できるようにすることが目標になっているものを指します。「辞書型」は、

表等を辞書として利用することができるようになっているものを指します。

短答横断テキストには、膨大な情報が掲載されています。その量は、短答式試験に合格する程の実力を有する方であっても記憶し切れないほどです。同時にテキストに掲載されている情報をすべて暗記される必要はありません。

テキストに掲載されている情報のすべてには、重要度という点において“強弱”があります。テキストを有効に活用するには、この“強弱”を意識しなければなりません。テキストの情報をどれもいい加減に押さえているようであれば実力は当然つきません。その一方で、逆に張りすぎてテキストの情報をすべて完璧に押さえようとしても却って何も頭に残らないということにもなります。テキストの情報は、高い確度をもって記憶すべき情報とあくまで参考程度に頭に入っていれば済む情報とで分類することが重要です。そしてそのような分類は講義で積極的に触れていくこととなります。講義の受講の際は、テキストの重要度の“強弱”を押さえることを是非意識してください。

ところで、中国の荘子の言葉に「無用の用」という言葉があります。人間が地面の上を歩く場合、その人が歩くのに必要な地面はその人が足を置く部分だけです。だからといってその人が足を置く部分以外の地面をすべて奈落の底まで掘り下げてもよいのかということになります。答は否でしょう。そうしますと、足が置かれない箇所（無用の部分）にも用があると いえます。

短答横断テキストに掲載されている情報にも、無用の用に通じるものがあると考えられると思います。短答式試験で直接的に問われる情報は、テキストに掲載されている情報の一部です。当然この情報は重要な情報となります。だからといって、試験で直接的に問われない情報は一切触れなくてもよいのかというと、それは違うでしょう。試験で直接的に問われない情報であっても、重要情報の周辺知識として確認すべき情報であることがあります。重要情報とともに周辺知識の情報を眺めることが、条文全体を俯瞰的に捉えるのに資する場合があります。またそういった周辺知識を確認することが、重要情報の理解の深化につながる場合があります。ただし、周辺知識はあくまで周辺知識です。周辺知識を高い確度で記憶する必要はありません。

このように情報の重要度の“強弱”のつけ方が効果的な学習の土台になっていきます。テキストを利用される場合及び講義を受講される場合は、情報の重要度の“強弱”を意識することを心がけてください。

4. 短答横断テキストの具体的な構成

短答横断テキストは、原則として、見開き2頁で1節が構成されるようにまとめられています。各節で取り扱われる項目の実体的な情報は、見開きの右側の頁に掲載されています。一方見開きの左側の頁には、各節で取り扱われる項目の補助的な情報が掲載されています。

見開きの左側の頁の上部分には、「重要度」、「表のタイプ」、「関連法域」及び「関連条文」が記載されています。「重要度」は、☆3つを満点として3段階で表示されています。これらの4つの項目の下には、「表の意味」及び「表の活用法」が記載されています。「表の意味」には、見開き右側の頁の表の意味や背景が記載されています。「表の活用法」には、見開き右側の頁の表の有効な活用方法が記載されています。「表の活用法」の下には、「関連過去問」が記載されています。「関連過去問」には、見開き右側の頁の表に関連する短答式試験の過去問題の枝番号が記載されています。「関連過去問」に記載されている枝は、復習の際に是非解いておきましょう。「関連過去問」の下には、「演習問題」が掲載されています。「演習問題」に記載されている枝は、「関連過去問」の中から選択されたものです。「演習問題」に掲載されている枝は、講義中に演習し、解説も講義中に行う予定です。「演習問題」の演習を通じて、見開き右側の頁の表の内容が理解できたかを確認してみてください。

以上

1.1 特許法29条の2 適用範囲図

■重要度：☆☆☆

■表のタイプ： 暗記型 ・ 理解型 ・ 辞書型

■関連法域：特許法

■関連条文：特29条の2、特41条、特44条

■表の意味

特29条の2の適用範囲を視覚的にとらえることにより理解を深めることができる図である。

■表の活用法

特29条の2の適用範囲（特に複雑な条文である特41条2項、特41条3項、特44条等に関連する場合）を、視覚的に把握し、事例問題に対応できるようにする。

その際、特29条の2の適用において、甲、乙の出願のどちらが先願に当たるのか、先願の後願排除効がどの発明に及ぶのかを意識して理解することが重要である。

■関連過去問

H25-37-イ、H23-10-5、H22-6-2、H21-19-2、H20-8-2、H20-8-3、H19-21-イ、H19-21-ハ、H18-57-ニ

■演習問題

【H23-10-5】

甲が自らした発明イ及びロについて特許出願Aをした日後、乙が自らした発明ロについて特許出願Bをした。甲は、出願Bの出願後、出願Aについて出願公開がされないうちに、出願Aの一部を分割して発明ロのみについて新たな特許出願Cをするとともに、出願Aを取り下げた。この場合において、出願Aについて出願公開がされることなく、出願Cについて出願公開がされたとき、出願Bは、出願Cをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定によって拒絶されることはない。

【H20-8-2】

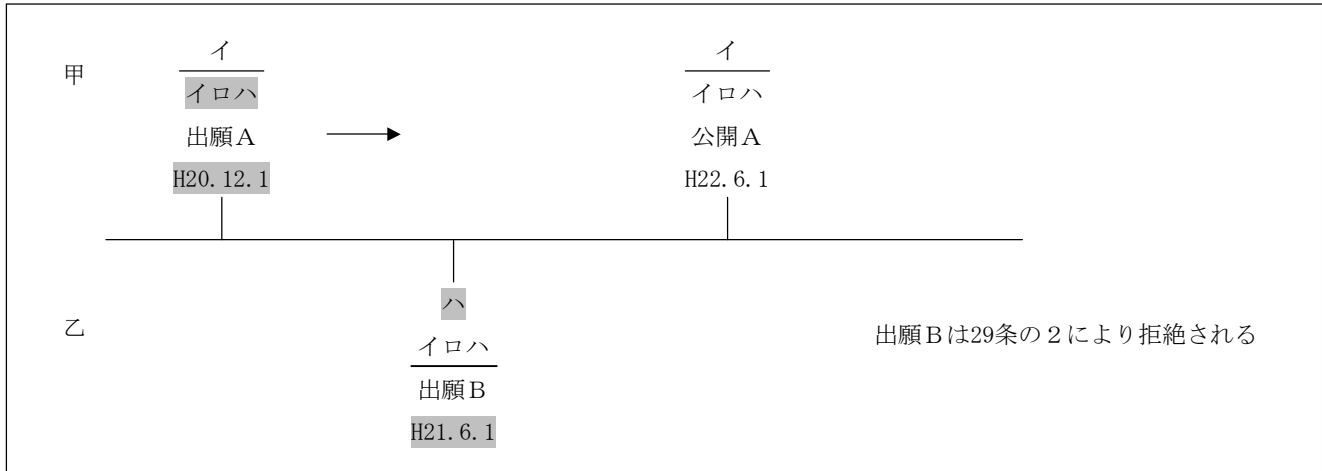
甲は、発明イについて特許出願Aをした後、Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ及びロについての特許出願Bをし、さらに、Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴う発明イ、ロ及びハについての特許出願Cをした。乙は、考案イについての実用新案登録出願Dを、Bの出願の日後Cの出願の日前に出願した。この場合において、Dについて実用新案掲載公報の発行がされたとき、Cは、Dをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により拒絶されることがある。なお、発明イと考案イは同一とする。

1.1 特許法29条の2 適用範囲図

【重要度 ☆☆☆】

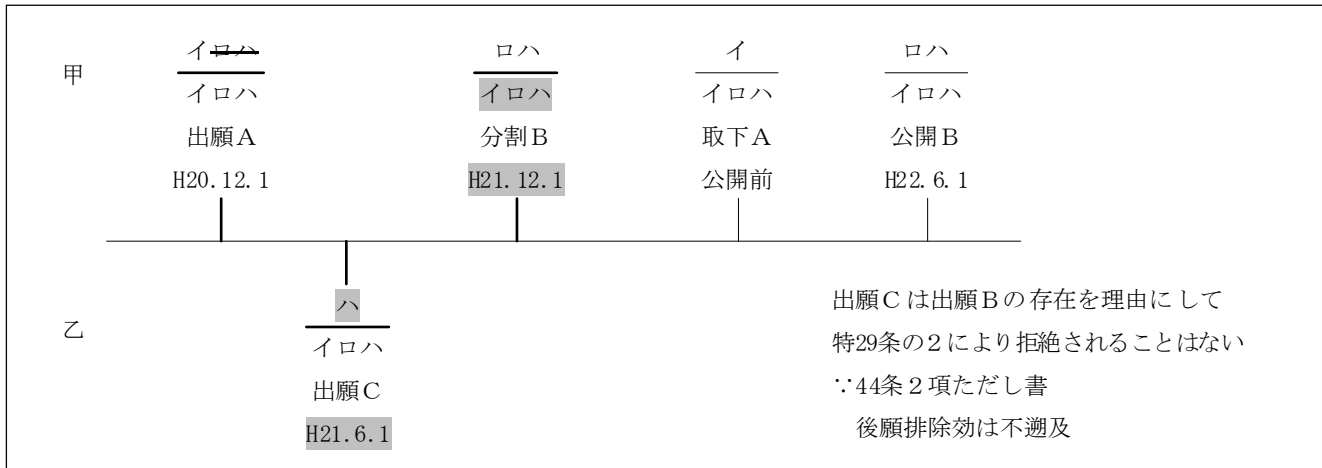
適用範囲…

1) 原則（国内出願・日本語特許出願）

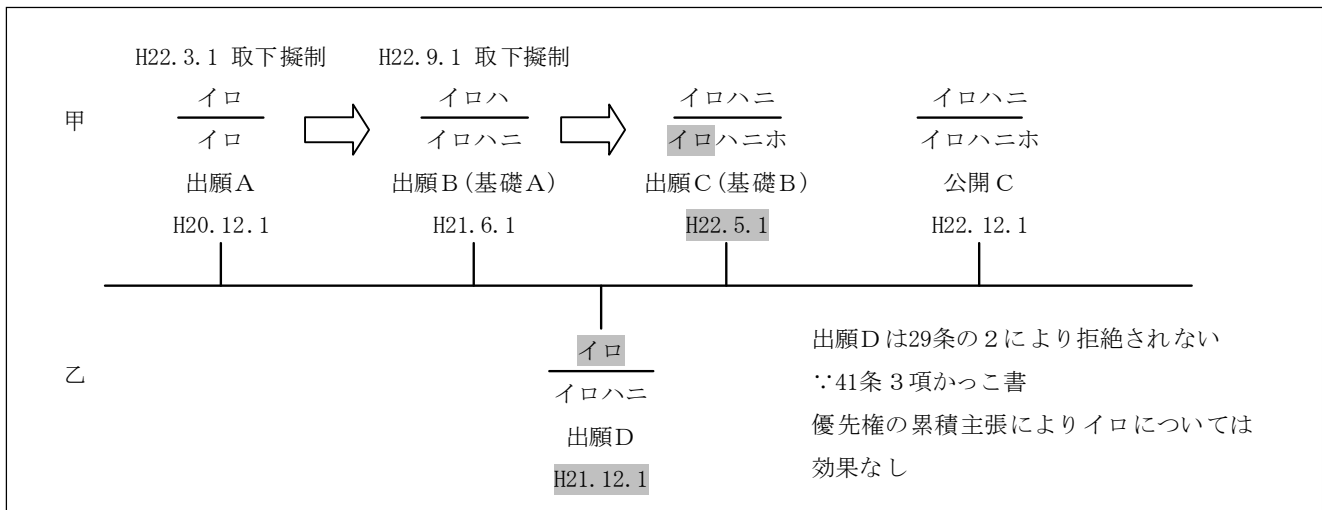


2) 分割出願の場合

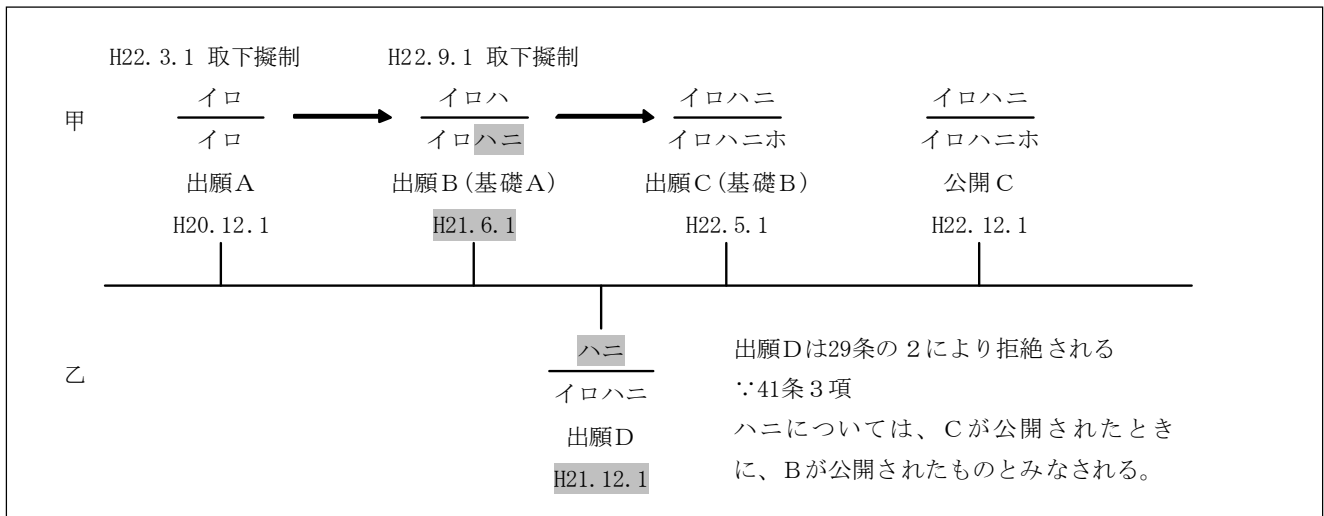
取消線…特施規30補正



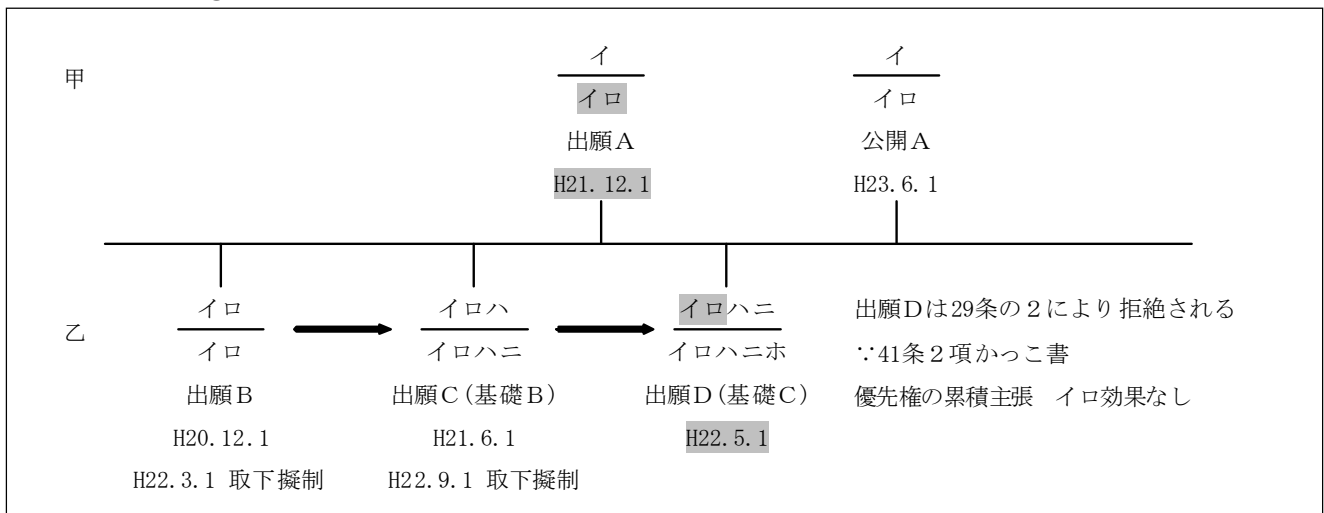
3) 国内優先権①（先願累積主張）



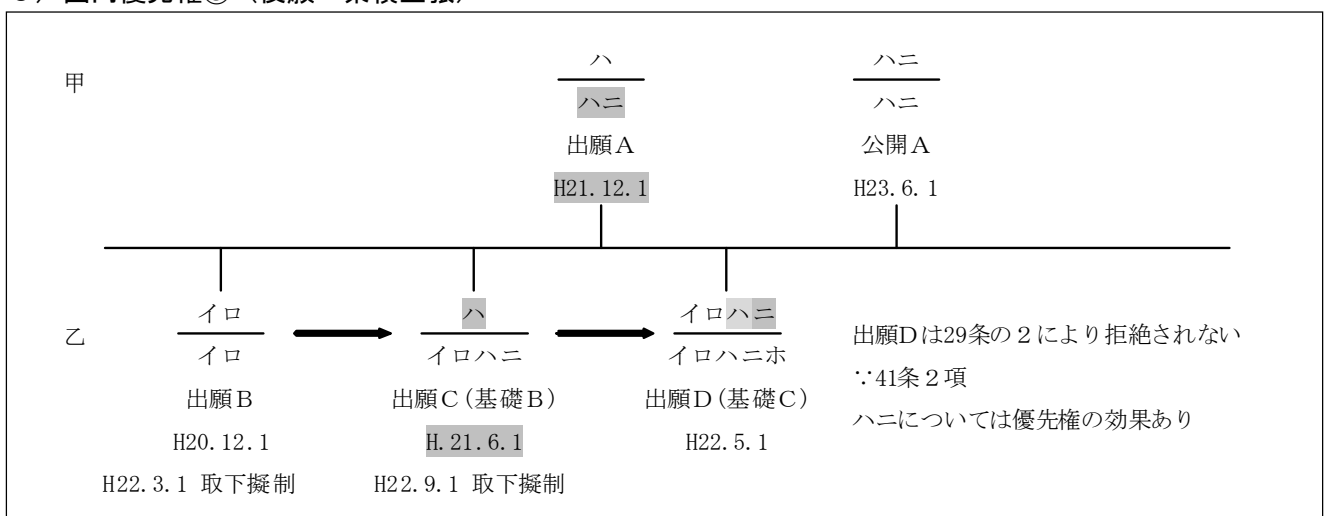
4) 国内優先権②



5) 国内優先権③ (後願 累積主張)



6) 国内優先権③ (後願 累積主張)



【MEMO】

1.2 特許法29条の2 適用範囲図（国際特許出願）

■重要度：☆☆☆

■表のタイプ：暗記型 ・ 理解型 ・ 辞書型

■関連法域：特許法

■関連条文：特29条の2、特184条の13

■表の意味

国際特許出願における、特29条の2の適用範囲を視覚的にとらえることにより理解を深めることができる図である。

■表の活用法

外国語特許出願の特29条の2について、どのような場合に適用されるか把握する。

その際、外国語特許出願の特有の要件について、意識して把握することが重要である（例：翻訳文不提出による取下擬制の場合の適用有無等）。

■関連過去問

H25-37-ハ、H18-35-1、H16-19-ハ、H14-15-3

■演習問題

【H18-35-1】

国際公開がされた後、所定の翻訳文が提出された外国語特許出願が、その後取り下げられたため、国内公表されなかった。この場合、当該外国語特許出願の明細書に記載された発明について当該外国語特許出願がいわゆる拡大された先願の地位（特許法第29条の2）を得ることはない。

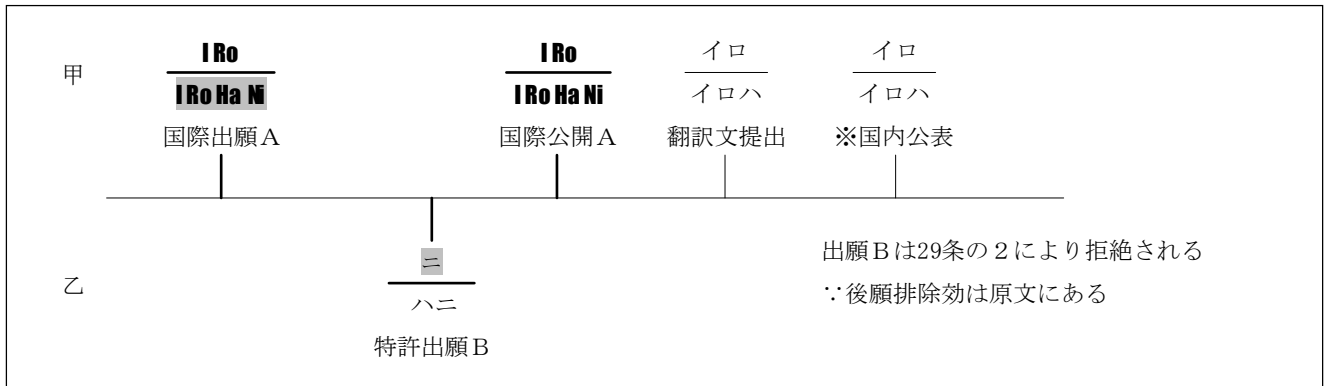
【H25-37-ハ】

出願Aは外国語特許出願であり、出願Aの国際出願日における明細書には発明イが記載され、出願Aは出願Bの出願後に国際公開された。この場合、出願Aは、出願Bに対し特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有しないことがある。

1.2 特許法29条の2 適用範囲図（国際特許出願）

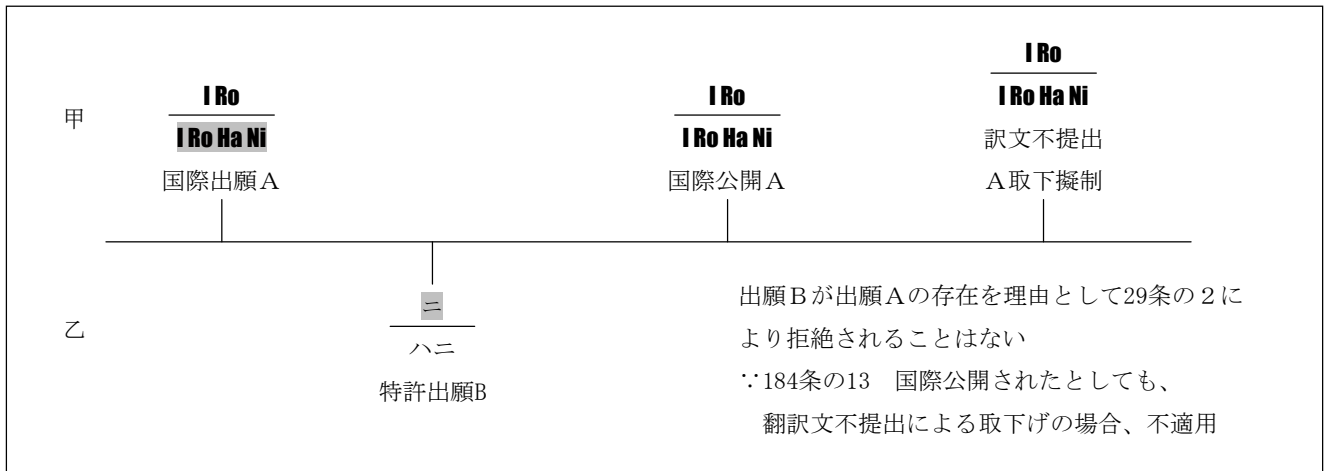
【重要度 ☆☆☆】

1) 原則（外国語特許出願）



※なお、国内公表は要件ではないため、国際公開及び翻訳文提出の後、国内公表前に出願を取り下げても拒絶される。

2) 外国語特許出願の翻訳文不提出



1.3 新規性喪失の例外

■重要度：☆☆

■表のタイプ：暗記型・理解型・辞書型

■関連法域：特許法、意匠法

■関連条文：特30条、意4条

■表の意味

新規性喪失の例外の規定の要件等について、特許法（実用新案法は準用）と意匠法を対比した表である。いずれも新規性喪失の例外の規定であるが、一部相違点も存在するため、対比させて覚えた方が理解しやすい。

■表の活用法

まずは、条文の文言と対応させて表の意味と条文との対応関係を把握する。

次に、「適用事由」「主体」「例外適用を受けることができる客体」「手続」「複数回公知」チェックしていく。

なお、平成23年法改正により適用事由については、一致することとなった点に注意が必要である。

■関連過去問

H25-17-イ, H25-17-ロ, H25-17-ハ, H25-17-ニ, H24-25-ハ, H24-29-ニ, H24-59-1, H24-59-5,
H23-40-5, H23-53-4, H23-57-3, H23-57-4, H22-1-ニ, H22-18-イ, H22-18-ロ, H21-11-ロ,
H21-41-ホ, H20-20-ロ, H20-39-イ, H20-39-ロ, H20-39-ハ, H20-39-ニ, H20-60-2, H18-21-1,
H18-21-2, H18-21-3, H18-21-4, H17-43-ハ, H17-43-ニ, H17-56-4, H17-56-5, H16-1-ハ,
H16-8-ハ, H16-8-ニ, H15-45-1, H14-27-2, H14-27-4, H14-27-5, H14-51-ニ

■演習問題

【H20-20-ロ】

甲は、2006年(平成18年)4月5日(水曜日)に自らした発明イについて大韓民国において特許出願Aをした。Aは2007年(平成19年)10月5日(金曜日)に同国で出願公開された。その後、甲は、平成19年10月25日(木曜日)にイについて、日本国において特許出願Bをした。この場合、甲は、イは大韓民国において公開特許公報に掲載されたことにより特許法第29条第1項第1号又は第3号に該当するに至った発明であるとして、Bに係るイについて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができることがある。

【H17-43-ハ】

甲は、自らした発明を発表した。その後、乙がその発明について特許を受ける権利を甲から譲り受けて特許出願をするとき、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けられる場合がある。

1.3 新規性喪失の例外

【重要度 ☆☆】

	特許法第30条（実案法準用）	意匠法第4条
適用事由	特許を受ける権利を有する者の行為（以下に例を示す）に起因して新規性を喪失（29①各号の一に該当）（2項） 特許公報への掲載等には適用なし	意匠登録を受ける権利を有する者の行為（以下に例を示す）に起因して新規性を喪失（3①1号又は2号に該当）（2項） 意匠公報への掲載等にも適用なし
	(i) 試験を行うこと 販売打診等の目的含む	(i) 試験を行うこと 販売打診等の目的含む
	(ii) 刊行物又は電気通信回線を通じて発表すること 「発表」...積極的意思必要	(ii) 刊行物又は電気通信回線を通じて発表すること 「発表」...積極的意思必要
	(iii) 文書をもって発表、「所定研究集会」の必要なし	(iii) 文書をもって発表、「所定研究集会」の必要なし
	(iv) 出品 「所定博覧会」の必要なし	(iv) 出品...「所定博覧会」の必要なし
	(v) 他の行為にも適用あり 例えば、展示、販売、放映等の行為	(v) 他の行為にも適用あり 例えば、展示、販売、放映等の行為
	特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失（1項）	意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失（1項）
主 体	新規性を喪失した発明に係る特許を受ける権利を有する者又はその承継人	新規性を喪失した意匠に係る意匠登録を受ける権利を有する者又はその承継人
例 外 の 適 用 を 受 け る こ と が で き る 客 体	新規性を喪失した発明と同一の発明	新規性を喪失した意匠と同一の意匠
		新規性を喪失した意匠に類似する意匠
	新規性を喪失した発明に基づいて容易に発明することができた発明	新規性を喪失した意匠に基づいて容易に意匠の創作をすることができた意匠
手 続	① 6 カ月以内に出願 ② 出願と同時にその旨の書面を提出（意に反する場合除く） ③ 出願後30日以内に証明書提出（特30①、意4①除く）	
複数回 公知	・ 特許を受ける権利を有する者が複数 ・ 公知→密接不可分行為なら、手続なくとも適用あり 密接不可分行為でない→そのつどの証明書必要 ・ 第三者による公表→適用なし 但、密接不可分行為は適用あり	・ 意匠登録を受ける権利を有する者が複数 ・ 公知→最先に公表された意匠について手続をすれば第2回以降の公表についても適用される ・ 第三者による公表→適用なし 但、密接不可分行為は適用あり

1.4 新規性喪失の例外の適用手続

■重要度：☆☆

■表のタイプ： 暗記型 ・ 理解型 ・ 辞書型

■関連法域：特許法、意匠法

■関連条文：特30条、意4条

■表の意味

新規性喪失の例外の適用手続（適用可否等）について、場面ごとに時系列で表した図である。
公知行為等の前後関係が複雑な場合については、視覚的に把握した方が理解しやすい。

■表の活用法

まずは、各場面の状況と条文の文言を照らし合わせて把握する。
次に、場面ごとの適用可否をチェックしていく。

■関連過去問

H23-40-5, H23-53-4, H23-57-3, H23-57-4, H22-1-二, H22-18-ロ, H21-11-ロ, H21-41-ホ,
H20-20-ロ, H20-39-イ, H20-39-ロ, H20-39-ハ, H20-39-二, H20-60-2, H18-21-1, H18-21-2,
H18-21-3, H18-21-4, H17-43-ハ, H17-43-二, H17-56-4, H17-56-5, H16-1-ハ, H16-8-ハ, H16-8-二,
H15-45-1, H14-27-2, H14-27-4, H14-27-5, H14-51-二

■演習問題

【H22-18-ロ】

甲が、自ら創作した相互に類似する意匠イ及び意匠ロを展示会で同日に公表し、意匠イについて、公表の日から3月後に意匠法第4条第2項の規定（意匠の新規性の喪失の例外）の適用を受けるための手続をして意匠登録出願Aをした。乙が、イ及びロを参考としてイに類似する意匠ハを自ら創作し、イ及びロの公表の日からAの出願の日の間に、当該意匠ハが頒布された刊行物に掲載されていたとき、甲が出願Aについて意匠登録を受けることができる場合はない。

【H14-27-2】

意匠登録を受ける権利を有する者である甲の意に反して、第三者がインターネットで公衆に利用可能とした意匠イについて、公衆に利用可能となった日から6月以内に甲が意匠登録出願をした場合でも、その出願の日の3月前に、イと類似する乙の創作に係る意匠ロが刊行物に記載されていたときは、甲は、イについて意匠登録を受けることができない。

1.4 新規性喪失の例外の適用手続

【重要度 ☆☆】

